

簡単でないが、由来の古い別体である。「礼」は「万」と同様、古字である。

発麿(發), 関(關), 携(攜)や、また、顯湿(焜), 変恋変蛮湾(緜)などは、ある部分について簡略化したもので、前の(5)の例にも入れられるであろう。

庁(廳), 担胆(擔膽), 窃(竊), 鉄(鐵), 痴(癡) これらは、同音の別字で部分を替えたものである。「鉄」の「失」は、単独ではシツであるが、「迭」にはテツの音がある。「庁」の「丁」は「聽」に代わったものであるが、もちろん単独の「聽」には及ぼされない。「窃」「痴」等の形は、従来普通の活字にもあって、さきに(2)の例にもあげた。

「沢沢釈釈抉」の「尺」は、すべて「畢」に代わるものである。「釈」以外の字にシヤクの音はないが、元来「釋迦」等を「尺迦」等と略記した習慣に始まって、これらの同系に広く及んだのである。(ただし、当用漢字以外の字では、必ずしもこの略体を要しなかったらしく見える。)

「証」は「證」と、「浜」は「濱」と、本来は別音別義の別字である。しかし、これらが従来、略字正字の関係をもつようになっていたについては、音の観点があるものと考えられる。そして「浜」の場合は、意味上にも関係がつけられないものでない。(中国では「ウ」の下に「兵」があって、単独の「賓」もこれであるが、日本では「賓」には及ばない。)

「證」と同じ部分をもっていたものに、「燈澄」がある。その「燈」は、後の当用漢字補正案で「灯」の形をとることにした。「証」「灯」「澄」と、もと表音部として同じ「登」を持っていたものが、すべて別の形をとることになっているのは、従来略書の習慣が、そのように別々に固定していたからである。(これは中国でも同様である。)'澄'が旧形を維持しているのは、「沸」「濁」と同じ事情と考えてよい。

まえがきの〔使用上の注意事項〕

『当用漢字字体表』の「まえがき」には、〔備考〕のほかに、2か条の〔使

用上の注意事項]がある。一は、活字字体に適用するための注意、二は、筆写の楷書に適用するための注意である。

1. この表の字体は、活字字体のもとになる形であるから、これをみんなよう体・ゴシック体その他に適用するものとする。

「活字字体のもとになる形」については、さきに[備考]の第一条について述べたとおりである。ここに「活字字体のもとになる形であるから」とあるのは、「……もとになる形で示したものであるから」とありたかったところである。すなわち、活字の明朝体、清朝体、宋朝体、ゴシック体などの各種書体に共通して現われるべき字体の骨格を、太さに変化のない線で示したものであるから、各種の書体は、この示された形に、約束によって系統的な肉づけその他の変更を加えることで、実現するものと考えべきことを述べたものである。たとえば、横の線は細く、たての線は太くし、横の線の末（右端）や、右下がりにはらう線の始め（左上端）には筆押えとよぶ一種の装飾部をつけるなど、詳しくはもっと細かに述べなければなるまいが、大よそ上のように手を加えることによって、明朝体の形が成立する。同様に、たて横の線を同じような太さにし、かつ右はらい、左はらいの画についても、太さの変化がないようにしたときにゴシック体が成立する。両者の間では、その骨格において、異なる点があるべきではないとするのである。

なお、右の明朝体の筆押えは、字体表の上には、しんにょうの場合を除いて、示されていない。これはその筆押えが、書体としての一種の装飾と考えられたからであって、必ずしも明朝体の筆押えを廃止する意味ではなかったが、字体表制定の後、明朝体の活字の、特に右はらいの画の左上端における筆押えを取り除いたものが現われてきた。筆押えは、筆写の毛筆による場合の筆使いの習慣から出たものであるが、硬筆の場合には模倣しがたい部分であって、活字を楷書の標準とする際に、しばしば問題にされてきたものである。この装飾は、活字設計者の自由にまかせてもよいと考えるが、また楷書にあわせてすべて取り除くのも一つの考え方である。それが、活字としての

形を不安定にしないかぎりは、なくてもいっこうにさしつかえないものだからである。

ただ、字体表でのしんにょうの場合の例外的な示し方は、やはり問題であろう。しんにょうのほかにも「芝」や「乏」の「之」の第3画の始めについて、字体表に筆押えの形が明らかではないので、特別な字形が新たに成立したかのように受け取られてもいる。しかし字体表審議の過程では、「乏」「芝」については旧体を改めることは問題にならなかったのもあって、明朝体にとっての新体が期待されたのではない。新体と受け取られるのには、字体表の示し方があいまいであったため、ことに問題を生ずべき点についての細かな注意が示されなかったためである。（もし明らかに筆押えの形を除いたのであったらば、第3画は第2画の末から発するか、第3画の始めのほうを第2画よりも長く出すように示すべきであったろう。）しんにょうの場合には、筆押えがあることは明らかである。この筆押えも、除いてしまったほうがはっきりするはずであるが、活字としてのつりあいの上からは、その部分の形を簡素にするくふうができなかったのである。もしこの筆押えの部分を変えていたならば、恐らく「乏」「芝」の場合以上に活字設計に問題を起こしていたことであろうと思われる。

2. この表の字体は、これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。そのおもな例は、次の通りである。

活字の場合には、普通、正方形の面積の中に、じゅうぶんな広がりをもって点画が配置されなければならない。そのために手で書くときとは多少ちがったつりあいのとり方をする必要がある。どのように、筆写の形と活字の形とを一致させようとしたにしても、結局ある程度は、約束によって互いに交換すべき相違点が残ることは、やむを得ない。字体に示された形を、そのまま筆写の手本にしようとするとき、すべて真四角に書かなければならない

とまでは考えないにしても、なお従来の筆写の習慣などから、いくらかの変更を認めておかなければならない。そこで、この注意事項は、横画は右肩上がりにしてもよいというような、また線の太さは自由だというような点については、自明のこととして触れず、大きく次の6項にわたって問題点を示したのである。

(1) 長短に関する例

雨雨 商商 戸戸 無無

「雨」の第1画は、筆写では通例、下の「冂」の横画よりも短い、活字では従来むしろ長い。「商」の第2画についても同様である。「雨」については従来の活字の形を改めないことにして、筆写への不拘束を示した。「商」は、もと第1画が普通は短い横画であったのを、「一」（けいさんかんむり）のように改めることにしたのであるが、その際の第2画は、「雨」と同様に従来の活字の習慣を保存したのである。「戸」もまた、多くの場合、第1画が「ノ」の形であったのを改めたのであるが、活字としてのつりあい上、じゅうぶんな長さをとることにした。「無」の場合は、横画が三つあるうち、第2が活字では往々第3より長いくらいに見え、字体表も第2を長くしているが、筆写ではむしろ第3を長くするのが普通である。これも、筆写と活字とのつりあいのとり方の違いとして認めなければならない点である。

上のほか同様なのは、「司同豆畠」などの類の「一」と「口」との関係や、「而百頁面市再丙両西𠂔吏更東車妻甫」などの類の「一」と「冂」との関係である。「天」の第1, 2画, 「壬」の第2, 4画の関係もそれに準じて考えられる。その他では、活字と筆写とがつりあいを異にすると、とりたてて言うべきものはないであろう。ただ、言うまでもないが、長短を交換してはならないものとして、「末末」「士士」の場合がある。しかし、これらも他の字の部分にはいったときには、さして問題とするに当たらないものがあるともいえる。たとえば「妹」の場合、「吉」や「志」の場合など。文部省活字では「志」の「士」の部分は「土」のように書かれていた。「周」の中の

「土」などは、横画の長短を論ずるには及ばないほどのものである。

なお、「当」などの「ヨ」の部分について、中の一の左端を上下の一の左端よりも左へ出すようにした活字設計もあるが、これは筆写の際には、自然かたかなの「ヨ」のように、中のが短くなるもので、字体表もそのような形をとっている。

(2) 方向に関する例

風風 比比 仰仰 言言言 ネネ 主主
系系 年年

「風」「比」「仰」の三字は「ノ」を「一」のように書いてさしつかえないという例である。これらは、当時の文部省活字（小学校用の国語の国定教科書に使われていた活字）に「一」の形がとられていたのである。「比」は「巷尼死北化能疑」などの「ヒ」や「考」にも及ぼされるであろう。「仰」の「匚」は文部省活字の形であるが、これを「留柳印興段」や「丘」「氏」などに及ぼすのは、誤りとすべきではなからうが、しいて及ぼす必要もない。

「系」の「ノ」は「風」の「ノ」と同様と考えられる。「添橋笑」などもそうであるが、同じ「ノ」だからといって、「千託禾壬手毛延乏妥」などに及ぼすのは問題である。ことに「千」の場合は、全く「干」と同形になってしまうからである。逆にまた「呈奏」などの場合、もとの「壬天」が字体表で、「王天」になったが、これは筆写の場合も「ノ」を用いないことになる。

「言」「ネ」「主」は、第1画の方向を問題にする。「言」は従来の活字の形を改めないものであるが、筆写では、けいさん冠のようにも書き、また斜めの点のようにも書く。ここでは両様の筆写の習慣を認めているのであるが、後の教科書体の活字は、「ネネ」の場合とあわせて、斜めの点のほうに統一されることになった。字体表の「ネ」は、元来「示」であったものを筆写の際の習慣を採用し、かつ、ころもへん「初」の第1画のかたちにならったものである。しかし、ころもへんにしても、筆写では第1画を斜めの点に

するのが普通で、これをけいさん冠式の形に強制するのは無理である。そしてこれは、他のけいさん冠式の字（「高立六方文広字」など）を筆写する場合も同様である。

「主」の第1画は、字体表で斜めの点になっているが、これは従来、けいさん冠式の活字もあったのを、「青」の上部分などとの別を明らかにするようにしたものである。しかし筆写ではけいさん冠式にすることを誤りとはしないようにしたのである。

糸への「小」の部分については、従来筆写では左から3点を併列する書き方が行なわれている。当用漢字表制定後、ある字に限って筆写の3点併列の形をとった活字が用いられたことがあったが、字体表では、一般の糸への字の旧体をそのままにすることにし、同時に筆写の習慣を認めたのである。「年」の場合も、旧体をそのままとして、筆写の際、第4画を斜めの点にすることを認めたのであるが、さらに、これを文部省活字のように、短い横画としても、誤りとすべきではなからうと思う。

上のほか、方向に関するものとして、竹冠の第6画、「均」のつくりの第3画、「飛」の右側の4点、「監」の「冫」の下の一、「羽」の右の2点なども、この項にあげられていてよかったであろう。竹冠「𦏧」の第6画は、活字では第3画と全く同じように作られている。字体表はその習慣をそのまま変更しなかったのであるが、筆写としては、第3画が左から内側へ向かうのに対して、第6画が右から内側へ向かうのが、従来習慣であり、かつ最も自然な書き方である。後に初等中等教育局長が、教科書体活字の形について通達を出している（314ページ参照）が、それでは、教科書体活字にこの筆写の習慣のほうをとることを指示している。

「均」のつくりのかまえの中は、字体表では「二」の第2画を右へはねあげた形なのであるが、活字としても、「二」なのか「㇇」なのかと字体表示し方に疑いが持たれたこともある。局長通達では、「㇇」のほうを採用して、楷書への適用について解釈を一定にした。これは、「次」「冷」などの